

令和4年4月1日から石川町に提出いただく
請求書及び見積書への押印が省略できるようになりました

【押印省略する場合の請求書・見積書のイメージ】

請求書（見積書）	
② 石川町長 様	① 令和〇年〇月〇日
③ 石川町字下泉 1 5 3 番地の 2 〇〇株式会社石川支店 支店長 石川 〇〇 お振込先：〇〇銀行〇〇支店 普）123456	
④ 請求金額 ￥123,456円	
⑤ ただし、〇〇業務委託〇月分 として 上記の金額を請求します。	
※押印の代わりに記載が必要となる事項	
⑥ 発行責任者：〇〇 〇〇（連絡先 0247-26-****）	
⑦ 担当者：◇◇ ◇◇（連絡先 0247-26-****）	

あくまでもイメージですので、通常使用されている請求書を使用していただいても構いません。ただし、①請求年月日、②請求先、③請求者の住所・氏名（法人名および代表者職氏名）、④請求金額、⑤請求内容、⑥発行責任者氏名・連絡先、⑦担当者氏名・連絡先 は必ず記載してください。

⑥⑦については、本人からの提出書類であることを確認するため、町の担当者から記載の連絡先に連絡させていただく場合があります。

- ・発行責任者とは、代表取締役又は、支店長や営業所長等といった社内において権限の委任を受けた役職者を指します。
- ・担当者とは、当該請求書に関する事務を担当する者を指します
- ・発行責任者及び担当者は、同一人物でも差し支えありません。
- ・連絡先は、固定電話番号としてください。固定電話を設置していない場合は、携帯電話番号としてください。

Q 電子メールでも送付できるの？

A 押印を省略したものは、電子メールでも提出いただけます。

Q 今までどおり代表者印や個人印を押しても大丈夫なの？

A 代表者印や個人印を押印いただいたものも受理いたします。その場合は、発行責任者及び担当者の記載を省略できます。